

「やまぎんインターネット・モバイルバンキングサービス利用申込書」(以下「利用申込書」といいます。)(以下「やまぎんインターネット・モバイルバンキングサービス」(以下「本サービス」といいます。))の利用を申込まれた契約者ご本人(以下「お客様」といいます。))が、初めて以下に示すインターネットバンキングまたはモバイルバンキングを利用された時点で、お客様は、インターネットバンキングお客様の安全確保のために本行が採用しているセキュリティに関する措置および本利用規定の内容について理解したうえで、本サービスを利用することを承諾したものとみなします。

**第1条 やまぎんインターネット・モバイルバンキング**

1. やまぎんインターネット・モバイルバンキング  
 やまぎんインターネット・モバイルバンキングとは、お客様が、コンピュータ端末または携帯電話(以下「端末」といいます)を用いて、電話またはインターネットを通じて、当行に以下の取引の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスです。  
 なお、利用については当行が申込みを承諾した本邦の居住者である個人の方とさせていただきます。

また、本サービスは契約者1名につき、1契約とさせていただきます。  
 (1)インターネットバンキング  
 インターネットバンキングとは、お客様が、コンピュータ端末を用いて、インターネットを通じて、当行にお取引口座情報の照会、振替・振込、定期預金取引、外貨預金取引、料金払込、および住所変更の依頼を行い、当行がその手続を行うサービスです。

(2)モバイルバンキング  
 モバイルバンキングとは、お客様が、当行所定の会社が提供するサービスに対応した携帯電話を用いて、当行にお取引口座情報の照会、振替・振込および料金払込の利用を依頼し、当行がその手続を行うサービスです。

2. 使用できる端末  
 本サービスの利用に際して使用できる端末は、**当行所定のもの**に限ります。

3. ご利用口座  
 (1)本サービスを利用できる口座は、当行の国内本支店の預金口座のうち、お客様が利用申込書により当行あて届出た、名義・住所が同一で当行所定の預金種類のお客様ご本人の口座(以下「サービス指定口座」といいます)とします。  
 なお、サービス指定口座は20口座までとさせていただきます。  
 また、本サービス申込みの際には、サービス指定口座の中から1つの普通預金口座を代表口座として届出ていただきます。

(2)本サービス申込みの際、サービス指定口座の各々につき、利用申込書に押した印鑑の印影と該当口座の届出印鑑の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があったとしても、そのため生じた損害については当行は責任を負いません。

4. 利用時間  
 本サービスの利用時間は、**当行所定の時間内**とします。  
 なお、利用時間は取引内容により異なります。  
 ただし、当行はその利用時間をお客様に事前に通知することなく変更する場合があります。  
 なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であってもお客様に予告なく、本サービスの利用を一時停止または中止することがあります。

5. 基本手数料等  
 (1)本サービスの基本手数料は無料とします。  
 なお、振込手数料は別途必要となります。  
 (2)当行は、基本手数料および本サービスにかかる諸手数料を契約者に事前に通知することなく改定もしくは新設する場合があります。この場合、当該手数料は預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなしに、お客様が利用申込書にて当行あて届出た代表口座またはその他のサービス指定口座から、当行所定の日に自動的に引落します。

6. サービスの利用ができない場合  
 次の場合には、本サービスを利用いただけません。  
 ① サービス指定口座、または入金指定口座が解約済みのおとき。  
 ② 停電、故障等により取扱いできないとき。  
 ③ 差押等やむを得ない事情があり、当行が支払あるいは入金を不適当と認めたとき。  
 ④ サービス指定口座に対して諸届出がありそれらにもつき当行が支払停止の手続を行ったとき。  
 ⑤ 当行の責めに帰さない事由により、取引ができなかったとき。  
 ⑥ その他当行が必要と認めたとき。

7. 契約者カードの取扱い  
 (1)当行はお客様に「契約者カード」を貸与するものとし、代表口座の届出住所あて郵送します。なお、郵便不着等でお客様にお届けできない場合は、カードの発行を取消することがあります。  
 (2)「契約者カード」はお客様ご本人が保管してください。第三者への譲渡・貸与はできません。当行から請求があった場合は、すみやかに「契約者カード」を返却するものとします。  
 (3)お客様が「契約者カード」を紛失・盗難などで失った場合には、直ちに当行インターネットバンキングヘルプデスクに届け出てください。この届出に対し、当行は所定の手続を行い、本サービスの利用停止の措置を講じます。当行はこの届出に伴う利用停止措置完了前に生じた損害については責任を負いません。なお、「契約者カード」の再発行は当行所定の方法で行います。

**第2条 本人確認**

本サービスのご利用についての契約者ご本人の確認は次の方法により行うものとします。  
 1. お客様は、本サービスのご契約に際して当行所定の書面による申込、またはインターネットのホームページ上で当行が契約者ご本人に発行したキャッシュカードの届出の暗証番号を使用する方法(以下「オンラインサインアップ」といいます)により利用の申込ができます。オンラインサインアップによる場合、書面によらず、当行所定事項を届出するものとします。

なお、当行がオンラインサインアップ利用時に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して申込を受けた場合には、暗証番号につき盗用その他の事故があっても、そのため生じた損害については当行は責任を負いません。

2. 当行は、お客様が本サービスをご利用する際に、お客様ご本人であることを確認するために必要な事項を記載した「契約者カード」を貸与します。「契約者カード」には「契約者番号」の他に「確認番号」を記した確認番号表を記載します。  
 3. 本サービスのご利用の際には、当行はインターネット等によってお客様から通知された下記(1)。(2)の番号等と、当行に登録されている各番号等との一致を確認することにより本人確認を行います。  
 以上により各番号等が一致した場合には当行はお客様からの依頼とみなし、各取引の依頼を受け付けます。

「確認番号」は確認番号表の中から当行が指定した任意の2桁を入力してください。  
 (1)「契約者番号」  
 (2)「暗証番号」「ログインパスワード」「確認番号」  
 お客様がこれらの番号を指定する場合は、文字の種類および文字数については、当行のホームページ、ご利用の手引き等に記載する当行指定の範囲内で、指定してください。  
 なお、本人確認の方法については、当行が必要とする場合、変更することができるものとします。

4. ご利用にあたって、お客様が使用する「契約者番号」と「確認番号」を記載した「契約者カード」をお客様へ郵送します。  
 「ログインパスワード」は、お客様が当行所定の手続によりお届けいただいたものを登録します。

5. 当行が前3項の方法に従い本人確認の手続をして取引を実施した場合は、「契約者番号」「暗証番号」「ログインパスワード」「確認番号」につき不正使用、盗用その他の事故があっても、当行は当該取引を有効なものとして取り扱い、また、そのため生じた損害については当行は責任を負いません。「契約者カード」および「暗証番号」はお客様自身の責任において厳重に管理し、「契約者カード」を他人(当行職員を含みます。以下同じ)に交付したり紛失・盗難に遭わないようにし、また、「暗証番号」等を他人に教えたり知られたらしくすることの防止に十分に注意してください。

6. 本サービスの利用について届出と異なる「ログインパスワード」等の入力の回数が当行所定の回数に達した場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用を再開するには、当行所定の方法により届け出てください。

7. 電子メールアドレスについては、当行所定の方法により登録するものとし、取引にかかわる通知・確認手段として利用されることに同意するものとします。  
 なお、当行はインターネットバンキング・モバイルバンキングの業務上必要とみなされる場合を除いて本情報を流用しません。

**第3条 照会サービス**

1. 照会サービスの内容  
 照会サービスとは、端末を用いたお客様からの依頼にもとづき、お客様が当行あて利用申込書により届出たサービス指定口座について、口座情報(残高および入出金明細)を提供するサービスをいいます。  
 2. 照会サービスの依頼  
 照会サービスの利用にあたっては、照会の種別、サービス指定口座の指定等所定事項を当行所定の時間内に正確に送信することで、依頼するものとします。

3. 口座情報の返信  
 当行がお客様から照会サービスの依頼を受信し、第2条に従った本人確認手続の結果、お客様ご本人からの依頼と認めた場合には、当行は受信した照会依頼にもとづく口座情報をお客様が依頼に用いた端末に返信します。  
 4. 口座情報の基準日  
 前項による口座情報は、照会依頼内容が確定した時点のものが提供されます。

5. 返信内容の取消、訂正  
 お客様ご本人からの依頼と認めた場合には、当行は受信した口座情報について、受入証券類の不渡、訂正依頼その他相当の事由がある場合には、お客様に通知することなく、変更または取消をすることがあります。

**第4条 振込・振替サービス**

1. 振込・振替サービスの内容  
 振込・振替サービスとは、端末を用いたお客様からの依頼にもとづき、お客様が利用申込書により当行あて届出たサービス指定口座から、指定する金額を引落し、お客様が指定する当行の国内本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」といいます)あてに、振込または振替を行うサービスをいいます。  
 なお、当行以外の金融機関あての振込のうち一部の金融機関あての振込については取扱いできない場合があります。

2. 振替取引  
 前項の振込・振替サービスにおいて、お客様が利用申込書によりサービス指定口座として当行あて届出た口座を、お客様が入金指定口座とし、その入金指定口座あて行う資金移動取引を、当行は振替として取扱いします。  
 3. 振込取引  
 第1項の振込・振替サービスにおいて、当行がお客様より「入金指定口座」として届出を受けている口座、または事前に登録のない当行または他の金融機関の国内本支店の口座をお客様が「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当行は「振込」として取扱いします。

なお、振込の受付にあたっては、**当行所定の振込手数料**およびこれに伴う消費税等を含めたいただきます。

#### 4. 1日あたり上限金額の設定

(1) 振込・振替を行う1日(午前零時から24時間)あたりの金額は、当行所定の上限金額の範囲内とします。お客様は、その範囲内で振込・振替金額の上限を指定することができます。

(2) お客様はこの振込・振替限度額を、いつでも当行所定の上限金額内で変更することができますものとして。  
ただし、振込・振替限度額を引き上げる場合には、当行所定の書面によりお届けいただき、当行が受領後、所定の手続を経た後に、限度額は変更となります。

(3) 当行は、お客様に事前に通知することなく当行所定の上限金額を変更する場合があります。

#### 5. 振込・振替サービスの依頼

振込・振替サービスの利用にあたっては、指定日、振込金額等の所定事項を当行所定の時間内に所定の手順に従って当行に送信してください。  
なお、振込・振替の依頼方法は、振込・振替の依頼を行う当日(以下「依頼日」といいます)を振込・振替手続を行う日(以下「指定日」といいます)とする当日扱いと、依頼日の翌銀行窓口営業日から7営業日後までを指定日とする予約扱いがあります。

(1) 当日扱いの振込・振替の依頼は、当行所定の時間内に限り依頼することができます。  
なお、振込・振替の依頼方法は、振込・振替の依頼を行う当日(以下「依頼日」といいます)を振込・振替手続を行う日(以下「指定日」といいます)とする当日扱いと、依頼日の翌銀行窓口営業日から7営業日後までを指定日とする予約扱いがあります。

#### 6. 振込・振替サービス依頼の確認

(1) 当行がお客様から振込・振替サービスの依頼を受信し、第2条に規定する本人確認手続の結果、お客様ご本人からの依頼と認めた場合には、当行は受信した依頼内容をお客様が依頼に用いた端末に返信します。

(2) お客様は前号にもつぎ返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、確認番号を入力の上所定の手続に従って、当行所定の確認時間内に、当行に送信してください。依頼内容の確認の結果、依頼内容を変更する場合は、所定の操作に従って当該依頼を中止し、変更後の内容で再度最初から依頼してください。

(3) 前号の確認番号は、第5項に規定する各時間内に当行に到達するように送信してください。確認番号が第5項の時間内に到達しなかった場合は、当該依頼は取消されたものとみなします。

なお、当行はお客様に事前に通知することなく第5項の各時間を変更する場合があります。

#### 7. 振込・振替サービスの確定

(1) 第6項の確認番号が第5項に規定する時間内に当行に到達し、かつ当行が受信した確認番号と、お客様の「契約者カード」で当行が任意に指定した確認番号が一致した場合には、当行はお客様ご本人からの振込・振替サービスの依頼が確定したものと認め、指定日に振込・振替の手続を行います。

(2) 前号の手続により当日扱い(銀行窓口営業日午前8時45分以降受付)の振込・振替サービスの依頼が確定した時点で、当行はお客様が支払うべき振込・振替資金および振込手数料をサービス指定口座から引落し、当行所定の方法で振込・振替の手続を行います。サービス指定口座の残高不足等の理由により、振込・振替資金または振込手数料のいずれかが引落とせない場合には、当行は振込・振替処理を行わず、処理不能となった理由をお客様が依頼を行った端末に送信します。

なお、依頼が確定した後においては、その依頼の変更および取消はできません。依頼内容の変更および取消の必要が生じた場合は、振込資金引落口座であるサービス指定口座のある当行本支店に所定の依頼書提出し、組戻手続を依頼してください。組戻手続には、当行所定の組戻手数料およびこれに伴う消費税等をいただきます。

(3) 第1号の手続により当日扱い(銀行窓口営業日午前0時～午前8時45分受付)および予約扱いの振込・振替サービスの依頼が確定した場合は、指定日の営業開始以降に当行はお客様が支払うべき振込・振替資金および振込手数料をサービス指定口座から引落し、当行所定の方法で振込・振替の手続を行います。サービス指定口座の残高不足等の理由により、振込・振替資金または振込手数料のいずれかが引落とせない場合には、当該振込・振替依頼は取り消されたものとして取扱います。

なお、依頼が確定した後において、端末を用いた取消を行うことができない場合は、前号によりお取扱い願います。指定日の8時45分までに行う場合に限り、お客様は端末を用いて所定の方法により当該依頼の取消を行うことができます。

#### 8. 振込・振替資金および振込手数料の引落し

(1) 当行はお客様が支払うべき振込・振替資金および振込手数料を、預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなしに、サービス指定口座から自動的に引落します。

(2) 前号の引落しについては、第7項に規定する時点でいきますので、振込手数料を含む必要な金額をサービス指定口座に入金しておいてください。

(3) 振込・振替サービスの依頼を行った場合において、振込先口座への入金ができない時は、理由の如何にかかわらず、依頼時にお客様が指定したサービス指定口座へ振込資金を返します。

ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

#### 9. 取引内容の確認

振込・振替サービスによるお取引後は、お客様は指定日に第3条「照会サービス」の利用や普通預金通帳、貯蓄預金通帳等への記入または当座勘定照合表によりお取引内容を照会してください。

万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、直ちにその旨を取引店に連絡してください。

#### 第5条 定期預金サービス

##### 1. 定期預金サービスの内容

定期預金サービスとは、端末を用いたお客様からの依頼にもつぎ、お客様が当行あて利用申込書により届出した代表口座およびサービス指定口座から、指定する金額を引落し、当行あてサービス指定口座として届出した定期預金口座に預入するサービスを行います。  
なお、定期預金の新規口座開設および解約手続は、定期預金サービスではおこなできません。

##### 2. 定期預金の預入取引

(1) 定期預金サービスのサービス指定口座は、利用申込書により当行あて届出した総合口座定期預金および通帳式定期預金とします。

(2) 定期預金サービスで取扱う定期預金は、当行所定の商品種類に限ります。

(3) 定期預金の預入日は原則として受付日当日とします。ただし、定期預金サービスの依頼が確定した時点で、当行所定の時限を過ぎている場合は受付日銀行休業日の場合は翌銀行営業日とします。

(4) 定期預金の適用金利は、原則として受付日当日の店頭表示金利を基準に適用します。  
ただし、定期預金サービスの依頼が確定した時点で、当行所定の時限を過ぎている場合は受付日銀行休業日の場合は翌銀行営業日の店頭表示金利を基準に適用します。

なお、初回満期日以後は預入期間に応じた継続時点の店頭表示金利を適用するものとします。

##### 3. 定期預金サービスの依頼

定期預金サービスの利用にあたっては、当行所定の商品種類および金額等の所定事項を当行所定の時間内に所定の手順に従って当行に送信してください。

##### 4. 定期預金サービス依頼の確認

(1) 当行がお客様から定期預金サービスの依頼を受信し、第2条に規定する本人確認手続の結果、お客様ご本人からの依頼と認めた場合は、当行は受信した依頼内容をお客様が依頼に用いた端末に返信します。

(2) お客様は前号にもつぎ返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、確認番号を入力の上、当行所定の確認時間内に、所定の手続に従って当行に送信してください。

依頼内容の確認の結果、依頼内容を変更する場合は、所定の操作に従って当該依頼を中止し、変更後の内容で再度最初から依頼してください。

##### 5. 定期預金サービスの確定

(1) 第4項第2号の確認番号が当行に到達し、かつ当行が受信した確認番号と、お客様の「契約者カード」で当行が任意に指定した確認番号が一致した場合には、当行はお客様ご本人からの定期預金サービスの依頼が確定したものとし、定期預金の預入手続を行います。

(2) 確認番号送信後、前号により依頼内容が確定した場合は、端末を用いた定期預金の預入の取消・変更はできません。  
当行本支店において、所定の解約手続を行ってください。

(3) 前1号の手続により定期預金サービスが確定した当日付けで、お客様が支払うべき預入資金が引落とせない場合は、当行は定期預金の預入手続を行わず、処理不能の結果をお客様が依頼を行った端末に送信します。お客様は処理不能の内容について、お取引店にご照会ください。

##### 6. 預入資金の引落し

(1) 当行はお客様が支払うべき定期預金の預入資金を、預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなしに、サービス指定口座から自動的に引落します。

(2) 前号の引落しについては、第5項の依頼内容の確定後、当行所定の時間帯に行いますので、必要な金額をサービス指定口座に入金しておいてください。

(3) 定期預金サービスの依頼を行った場合において、定期預金が預入できない時は、理由の如何にかかわらず、お客様が引落しを指定したサービス指定口座へ預入資金を返します。

##### 7. 定期預金預入手続

定期預金預入手続については、受付から完了までに所定の日数がかかります。この間に手続されなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。手続が完了した時点で、当行は端末にその旨返信します。

##### 8. 定期預金預入手続の中止

依頼内容が所定の条件を満たしていない場合、当行は定期預金預入手続を中止し、端末にその旨返信します。

##### 9. 取引内容の確認

定期預金サービスによるお取引後は、通帳への記載等によりお取引内容を照会してください。

万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、直ちにその旨を取引店に連絡してください。

##### 10. 満期日取扱条件変更の内容

(1) 定期預金の満期日取扱条件変更は、お客様の指定する満期日前の定期預金(サービス指定口座)の満期日における取扱方法を変更するものです。

##### (2) 満期日取扱条件変更の手続

定期預金の満期日取扱条件変更は、満期日の前営業日の所定の時限までに依頼内容を確定し、端末で送信してください。

#### 第6条 外貨預金サービス

##### 1. 内容

(1) お客様は本サービスを利用して、事前に営業店窓口で開設した外貨預金口座について、次の外貨預金取引依頼を行うことができます。ただし、取扱可能な外貨預金は当行所定の外貨預金商品に限ります。なお、異なる外国通貨間の入金取引はできません。

- ① 外貨普通預金の入出金
- ② 外貨定期預金の作成・支払
- ③ 外貨定期預金の満期日取扱条件変更

##### (2) 利用対象者

- ① 本サービスによる外貨預金取引の利用は20歳以上75歳未満のお客様に限ります。

- ② 7.5歳以上のお客様が外貨預金取引を行う場合は、本サービスによる外貨預金取引の依頼は行わずに、営業店窓口で取引の依頼を行うこととします。なお、7.5歳以上の方のサービス指定口座として登録している外貨預金口座について、当行の判断でお客様に通知することなく本サービスでの取引を停止することがあります。
- ③ 当行は、お客様の投資目的や投資経験、資産状況等に照らし、外貨預金取引の依頼をお断りすることがあります。
- (3) 本サービスにおける外貨預金取引の取引実施日は、外貨定期預金の満期日取扱条件変更を除き、受付時間帯ごとに以下のとおり取扱います。ただし、第5項に定める予約扱にかかわらず、取引条件に合致しない場合は、取引の依頼はなかったものとして取扱います。
- ① 当日予約受付（通常は米ドルの場合銀行営業日の午前0時から午前10時過ぎまで、その他通貨の場合銀行営業日の午前0時から午前11時30分過ぎまで）  
 当行営業日の場合、当日の本サービスによる外貨預金取引に適用する公表為替相場（以下「適用公表為替相場」といいます）の最初の公表時刻（通常は米ドルの場合午前10時過ぎ、その他通貨の場合午前11時30分過ぎ）前に受付した取引は、当日を取引実施日とする予約として受付けます。受付した予約は当日の午後3時まで実施します。
- ② 当日受付（通常は米ドルの場合銀行営業日の午前10時過ぎから午後3時まで、その他通貨の場合銀行営業日の午前11時30分過ぎから午後3時まで）  
 当行営業日の適用公表相場の最初の公表時刻以降、当日の適用公表為替相場の適用終了時刻（通常は午後3時）までに受付けた取引は依頼内容が確定した時点で取引を実施します。
- ③ 翌営業日予約受付（通常は銀行営業日の午後3時以降および土・日・祝日などの銀行休業日）  
 当行営業日の当日の適用公表為替相場の適用終了時刻以降および当行営業日以外の日は、翌営業日を取引実施日とする予約として受付けます。受付けた予約は翌営業日の午後3時まで実施します。
- (4) 適用公表為替相場  
 ① 本サービスにおける適用公表為替相場は、当日予約受付の場合は当日最初の適用公表為替相場、当日受付の場合は依頼内容確定時点の適用公表為替相場、翌営業日予約受付の場合は翌営業日最初の適用公表為替相場とします。なお、本サービスの適用公表為替相場は当行ホームページ上に公表することとします。
- ② 適用公表為替相場は、通常店頭で公表している外国為替相場と異なる場合があります。また、為替相場動向などから当行所定の適用公表為替相場を同日中に見直すことがあります。
- (5) 適用利率  
 適用金利は取引実施日における当行所定の金利とします。なお、本サービスで適用する金利は当行ホームページ上に公表することとし、通常店頭で公表している金利と異なる場合があります。
- (6) 取引停止  
 外国為替相場が閉鎖されている場合など、外貨預金の取引ができなくなる場合があります。また、為替相場動向などから取引を一時停止する場合があります。
- (7) 取引限度額  
 1回あたりの取引金額の上限・下限は当行所定の金額とします。
- (8) 変更・取消の受付不可  
 依頼内容が確定した取引については、変更および取消は一切できません。
- (9) 貸越利用による取引の禁止  
 当行の手続時に、当該取引を実行すると支払指定口座の残高が0円未満となる取引は、支払可能残高が引落金額を上回っていても、取引の受付はいたしません。
2. お客様の責任等  
 お客様は、外貨預金取引を行う場合、その商品内容について十分理解したうえで、自らの判断に基づいて、次の事項を確認し取引を依頼することとします。

- (1) 取引の管理  
 お客様は自らの経験および資産状況に照らし、適切な範囲となるように自己の責任において管理することとします。
- (2) 為替変動リスク  
 外貨預金は為替相場の変動により為替差損が生じ、受取時の円貨額が預入時の払込円貨額を下回るリスク（為替変動リスク）があります。また、預入時に適用される為替相場（T T S）と受取時に適用される為替相場（T T B）には差があるため、為替相場（仲値）に変動がない場合、円に交換した場合の円貨額が預入時の払込円貨額を下回ることがあります。
- (3) 預金保険制度の適用除外について  
 外貨預金は預金保険制度の対象外です。
- (4) リスク負担者  
 外貨預金の運用による収益および損失は、お客様本人に帰属します。

### 3. 外貨預金入出金

- (1) サービス指定口座に届出の外貨預金口座について、円預金口座からの入金または円預金口座への支払い、外貨預金口座間の入出金を行うことができます。
- (2) 本サービスによる外貨預金取引において、入金指定口座および支払指定口座として指定できる円預金口座は代表口座またはサービス指定口座に届出の普通預金口座に限ります。
4. 外貨定期預金取引

- (1) 外貨定期預金の作成依頼については、お客様が指定する支払指定口座の残高範囲の中からお客様が希望する金額を引落し、サービス指定口座として届出の外貨定期預金口座に入金します。ただし、本サービスにより作成できる外貨定期預金は自動継続元金成長型に限ります。なお、本サービスによる外貨定期預金の作成において「支払指定口座」として指定できるサービス指定口座の種類は普通預金口座または外貨普通預金口座です。

- (2) 外貨定期預金の支払依頼については、当行の外貨預金規定に従い満期日当日または満期日以降に受付します。ただし、本サービスでは、満期日に自動継続される外貨定期預金（以下「自動継続型外貨定期預金」といいます）の場合は満期日当日のみ受付可能であり、外貨定期預金の中途支払（中途解約）は受付できません。
- (3) 外貨定期預金の一部支払はできません。
- (4) 外貨預金を支払う場合の元金および利息は、お客様が指定する入金指定口座に入金するものとします。元金と利息の入金指定口座は同一とします。なお、本サービスによる外貨定期預金の支払において入金指定口座として指定できるサービス指定口座の種類は普通預金口座または外貨普通預金口座です。
- (5) 受付日当日が満期日当日である自動継続型外貨定期預金の支払は、当行所定時限経過後は受付できません。
- (6) 外貨定期預金口座は残高0の状態が1年間継続すると、自動的に口座を解約させていただく場合があります。
- (7) 外貨定期預金の満期日取扱条件変更については、原則として受付日当日に実施します。なお、満期日当日の満期日取扱条件変更は受付できません。
5. 本サービスによる外貨預金取引の予約扱・取扱条件

### (1) 外貨取引の予約扱

- 本サービスによる外貨預金口座と円普通預金口座間の入出金について、第1項第3号のとおり当行所定の時間帯（当日受付となる時間帯）以外の取引は予約扱（当日予約受付・翌営業日予約受付）となります。予約扱での取引の場合、取引する外貨額について、取引の依頼の受付時点からさかのぼって当行が最後に決定した適用公表為替相場（以下「直近の適用公表為替相場」といいます）で算出した円貨相当額を参考として画面に表示します。これは参考の金額であり、実際に取引される円貨額は、取引実施日の適用公表為替相場に基づき算出された円貨額となります。

### (2) 取引条件の指定

- 予約扱の取引となる場合、お客様は取引を実行する条件として、取引実施日における適用公表為替相場について、お客様が許容する直近の適用公表為替相場との変動幅（以下「許容変動幅」といいます）を依頼時に指定することとします。取引実施日の適用公表為替相場がお客様が指定した取引条件に合致した場合には、当行は取引を実施します。ただし、お客様は許容変動幅を指定しないことも可能です。この場合、当行は、取引実施日の適用公表為替相場と直近の適用公表為替相場の変動幅にかかわらず、取引実施日の適用公表為替相場で取引を実施します。なお、取引条件の取扱については次のとおりとします。

- ① 円貨預金から外貨預金への入金の予約扱時  
 取引実施日における適用公表為替相場が、直近の適用公表為替相場と比較して、同じまたは円高の場合、あるいは円安への変動幅がお客様の指定した許容変動幅以内の場合、当行は取引の依頼が成立したものとします。取引実施日における適用公表為替相場が、お客様の依頼時に指定した許容変動幅より円安の場合は、当行は取引の依頼がなかったものとして取扱います。
- ② 外貨預金から円貨預金への支払の予約扱時  
 取引実施日における適用公表為替相場が、直近の適用公表為替相場と比較して、同じまたは円安の場合、あるいは円高への変動幅がお客様の指定した許容変動幅以内の場合、当行は取引の依頼が成立したものとします。取引実施日における適用公表為替相場が、お客様の依頼時に指定した許容変動幅より円高の場合は、当行は取引の依頼がなかったものとして取扱います。

### (3) 予約扱の取引不能

- ① 予約扱となった場合、取引実施日当日の当行の手続時に、当該取引を実行すると支払指定口座の残高が0円未満となる取引は、支払可能残高が引落金額を上回っていても、当行は当該取引を取引不能として取扱います。当行の入金・支払手続時に不能となった取引については、取引実施日当日に資金の入金があっても取引は行われません。なお、支払指定口座からの支払が本サービスによるものを含め複数ある場合で、その払出の総額が支払指定口座より払出すことができる金額を超えるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。
- ② お客様が第2号の取引条件を指定した場合で、その取引条件に合致しなかった場合は、取引の依頼がなかったものとして取扱います。
- ③ 本号に該当して、予約扱の取引が取引不能となった場合、当行は取引不能の旨の電子メールを登録の電子メールアドレスに送信します。なお、この電子メールの送信をもって、取引依頼はなかったものとして取扱います。

## 第7条 料金払込サービス

### 1. 料金払込サービスの内容

料金払込サービスとは、端末を用いたお客様からの依頼にもとづき、お客様が当行で利用申込書により届出たサービス指定口座から指定する金額を引落し、当行所定の収納機関に対する税金等、各種料金の払込を行うサービスをいいます。

### 2. 料金払込サービスの依頼方法および依頼の確認

- ① 料金払込サービスの依頼は、収納機関番号、納付番号、確認番号等を所定の手順に従って当行に送信してください。
- ② 当行がお客様から料金払込サービスの依頼を受信し、お客様からの払込依頼内容に関して所定の確認ができた場合は、当行は受信した依頼内容をお客様が依頼に用いた端末に返信します。
- ③ お客様からの払込依頼内容に関して所定の確認ができない場合には料金払込サービスをご利用いただけません。
- ④ お客様は返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、サービス指定口座を選択し、確認番号を入力の上所定の手続に従って当行に送信してください。

- ⑤ 依頼内容の確認の結果、依頼内容を変更する場合は、所定の操作に従って当該依頼を中止し、変更後の内容で再度最初から依頼してください。

なお、料金払込サービスの受付にあたっては、当行所定の払込手数料（消費税等を含む）をいただく場合がございます。

#### 3. 料金払込サービスの確定および払込資金等の引落し

- (1) 第2項の確認番号が当行所定の時間内に当行に到達し、かつ当行が受信した確認番号と、お客様の「契約者カード」で当行が任意に指定した確認番号が一致した場合には、当行はお客様ご本人からの料金払込サービスの依頼が確定したものと認め、料金払込の手続を行います。

当行は、依頼が確定した時点で、お客様が支払うべき払込資金および払込手数料等（以下「払込資金等」といいます）を、預金通帳および払戻請求書の提出を受けることなしに、サービス指定口座から自動的に引落します。

- (2) 前号において依頼が確定した時点で、サービス指定口座の残高不足等の理由により、払込資金等が引落とせない場合には、当行は払込処理を行わず、処理不能となった理由をお客様が依頼を行った端末に送信します。

- (3) 第1号において依頼が確定した後においては、その依頼の変更および取消はできません。

- (4) 料金払込サービスによるお取引後は、お客様はすみやかに端末による第3条「照会サービス」の利用や普通預金通帳、貯蓄預金通帳等への記入によりお取引内容を確認してください。万一、取引内容、残高に依頼内容との相違がある場合は、直ちにその旨を取引店に連絡してください。

#### 4. 領収書の不発行

当行は、お客様に対し料金払込サービスにかかる領収書を発行いたしません。

#### 5. サービスの利用停止

お客様が、収納機関が指定する項目等について誤った入力を持続して行い、当行が任意に定める回数に達した場合、料金払込サービスの利用を当行が任意に定める期間、一時的に停止（以下「一時停止」といいます）します。

一時停止の状態が、当行が任意に定める回数を超えると、お客様のご利用ができなくなります。料金払込サービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

#### 6. サービスの利用時間

料金払込サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。

ただし、収納機関の利用時間の変動等により、当行所定の時間内でも利用ができない場合があります。

#### 7. 収納に関する問合せ

収納機関の請求内容および収納機関での収納手続の結果等、収納に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。

#### 8. 収納の取消

収納機関からの連絡により、一度受付けた払込について、取消となることがあります。

### 第8条 住所変更受付サービス

#### 1. 住所変更受付サービスの内容

住所変更受付サービスとは、コンピュータ端末を用いたお客様からの依頼にもとづき、お客様があらかじめ当行に届出ている住所、電話番号等の届出事項について変更を行うサービスを行います。

#### 2. 変更対象口座

住所変更受付サービスでは、サービス指定口座と同一店のお客様ご本人の口座について変更します。ただし、当座預金、ご融資（カードローン、サポート等を含みます）、投資信託、マル優、特別マル優、財形預金、純金積立等をご利用いただいている場合は、住所変更受付サービスの取扱いはできません。

#### 3. 依頼方法

住所変更受付サービスの依頼は、郵便番号、住所等を所定の手順に従って当行に送信してください。

#### 4. 依頼の確認

(1) 当行がお客様から住所変更受付サービスの依頼を受信し、第2条に規定する本人確認手続の結果、お客様ご本人からの依頼と認められた場合には、当行は受信した依頼内容をお客様が依頼に用いた端末に返信します。

- (2) お客様は前号にもとづき返信された内容を確認し、依頼内容が正しい場合には、確認番号を入力の上所定の手続に従って当行に送信してください。

依頼内容の確認の結果、依頼内容を変更する場合は、所定の操作に従って当該依頼を中止し、変更後の内容で再度最初から依頼してください。

#### 5. 依頼の確定

前第4項第2号の確認番号が当行に到達し、かつ当行が受信した確認番号と、お客様の「契約者カード」で当行が任意に指定した確認番号が一致した場合には、当行はお客様ご本人からの住所変更受付サービスの依頼が確定したものと認めます。

#### 6. 住所変更手続

住所変更手続については、受付から完了までに所定の日数がかかります。この間に変更が行われなかったことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 7. 住所変更手続の中止

依頼内容が所定の条件を満たしていない場合、当行は住所変更手続を中止し、端末にその旨返信します。

#### 8. 依頼内容の照会・取消

お客様は当行への依頼内容について、個別に照会および取消をする場合は、お取引店にご照会ください。

### 第9条 パスワードの管理、セキュリティ等

1. お客様が「契約者番号」「ログインパスワード」等のうち、いずれかを失念した場合は、当行所定の時間内に届出てください。そのうえで、代表口座のある実行本支店において、再発行等のお問い合わせにかかる手続をしてください。

なお、パスワード等の再発行のお届け以前に受け付けて、実行されていない振込・振替サービスおよび住所変更受付サービスの依頼については、全て無効となりますので、必ず応じて、あらためてご依頼ください。

2. お客様が当行であつて届出た「暗証番号」「ログインパスワード」「確認番号」と異なる入力が続行して行われ、当行が任意に定める回数に達した場合、本サービスの利用を停止します。

この場合には、既に当行に依頼済みで当行が処理をしていない振込・振替等の依頼は有効に存続するものとします。停止により、お客様のご利用ができなくなった場合、前号により対応をお願いします。

3. お客様は端末より任意にログインパスワードの変更を行うことができます。ログインパスワードについては、セキュリティ確保の観点から、定期的に変更するようにしてください。

ログインパスワードを変更される際は、当行が受信した変更前のログインパスワードとお客様があらかじめ当行に届出ているログインパスワードが一致した場合には当行は正当な契約者であるお客様ご本人からの依頼と認め、新しいログインパスワードへの変更を行います。

なお、ログインパスワードの登録にあたっては、生年月日や電話番号等、第三者から推測されやすい番号は避けてください。

### 第10条 取引内容の記録

当行は、本サービスによる取引内容をコンピュータ等により相当期間保存します。本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての当行におけるコンピュータ等の取引内容を正当なものとして取扱います。

### 第11条 届出事項の変更等

1. 届出の印章を喪失したとき、または、印章、住所、電話番号、その他の届出事項に変更がある場合には、お客様は当行所定の書面により届出先まで直ちに届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

なお、住所、電話番号の変更については第8条「住所変更受付サービス」でも手続できます。

2. 前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行から送信、通知または当行が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとします。

### 第12条 通知手段

お客様は、当行からの通知、確認、ご案内の手段として当行ホームページへの掲載、電子メールが利用されることに同意するものとします。

お客様は届出の電子メールアドレスについて変更があった場合、お客様自らが端末により変更登録するものとします。変更の届出がなかったために当行からの通知等が到達しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものと取扱います。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 第13条 免責条項

1. 災害・事変等当行の責めに帰することのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由により、サービスの取扱いが遅延したり不能になった場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

2. 当行の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに携帯電話・インターネット等の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、あるいは当行が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

3. お客様は、本サービスの利用にあたりお客様自身が所有管理する端末を利用し、通信媒体が正常に稼働する環境についてはお客様ご自身の責任において確保してください。当行はこの規定によりパソコン等の端末が正常に稼働することを保証するものではありません。端末の紛失・盗難等により本サービスが利用できない、端末が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または、成立した場合、それにより生じた損害については当行は、責任を負いません。

4. 公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客様の取引情報、パスワード等が漏洩した場合、そのために生じた損害については当行は責任を負いません。

5. 本サービスの提供にあたり、当行が第2条に規定する本人確認手続を行ったうえで、送信者お客様と本人と認め取扱いを行った場合は、ソフトウェア、端末、パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
6. 当行が当初発行した契約者カードを、郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行職員を除きます）が知り得たとしても、そのために生じた損害については当行は一切責任を負いません。

### 第14条 解約

1. 本サービスの契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができるものとします。
2. お客様による解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続をとるものとします。

3. 当行の都合により、本サービスの契約を解約する場合は、届出住所に解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信したが、その通知が到達しまたは到着しなかった（受領拒否の場合も含みます）場合は、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

4. 代表口座が解約された場合は、この契約は解約されたものとします。

- サービス指定口座が解約された場合は、その口座にかかる限度においてこの契約は解約されたものとします。
- お客様が次の各号のいずれか一つにでも該当したときは、当行はいつでもお客様に事前に通知することなく本契約を解約できるものとします。
  - 相続の開始があったとき。
  - 住所変更の届出を怠るなどのお客様の責めに帰すべき事由により、当行でお客様の所在が不明となったとき。
  - 郵便不着等でお客様に契約者カードを届けることができなかったとき。
  - 支払いの停止または破産手続開始等の申立てがあったとき。
  - 本規定に違反する等、当行が本サービスの解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
  - お客様が本サービスにおいて支払うべき手数料を支払われなかったとき。

#### 第15条 海外から利用する場合

お客様が海外から利用される場合には、各国の法令、通信事情、その他の事由により本サービスの全部または一部をご利用いただけない場合があります。

#### 第16条 サービスの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、お客様は新たな申込みなしに利用できるものとします。

ただし、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

#### 第17条 サービスの休止

当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本規定にもとづくサービスを休止することができます。この中断の時期および内容については、当行のホームページその他の方法により知らせるものとします。

#### 第18条 パスワード等の盗難等による振込等

1. 盗取されたログインパスワード等を用いて行われた不正な振込等(以下「不正な振込等」といいます。)について次の各号のすべてに該当する場合、第13条5項にかかわらず、お客様は当行に対して当該不正な振込等およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- 不正利用に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
  - 当行の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること。
  - 当行に対し、捜査当局への被害事実等の事情説明等、盗取にあったことが推測できる事実を確認できるものを示すなど、被害状況、捜査当局への通知状況等について当行の調査に真摯に協力していること。
2. 前項の請求がなされた場合、当該不正な振込等がお客様の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることをお客様が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)前の日以降になされた不正な振込等にかかる被害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、不正な振込等が行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび、お客様に過失があることを当行が証明した場合には、当行は被害金額の一部を補てんするものとします。

3. 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通知が、ログインパスワード等の盗取が行われた日(当該盗取が行われた日が明らかでないときは、不正な振込等が最初に行われた日)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

4. 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

- 当該不正な振込等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
  - 不正な振込等が、お客様の重大な過失により行われたこと。
  - お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合
  - 本人が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合
- 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して不正に利用された場合

5. 当行が当該不正な振込等についてお客様に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。

また、お客様が、不正な振込等を行った者その他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合にも、その受けた限度において同様とします。

6. 当行が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

7. 当行が第2項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取されたパスワード等により不正な振込等を行った者その他の第三者に対してお客様が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 第19条 規定の準用

1. この規定に定めのない事項については、普通預金規定(総合口座取引規定、総合口座サポート取引規定を含みます。)、定期預金規定、貯蓄預金30型規定、貯蓄預金10型規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、やまぎんカードローン取引規定により取扱います。

なお、これらの規定と本規定との間に相違がある場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

2. 振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用します。

3. 本条に定める各規定の入手をご希望のお客様は、当行本支店窓口でお申込みください。

#### 第20条 規定の変更

当行は本規定の内容を、お客様に事前に通知することなく任意に変更できるものとします。この場合、当行は当行ホームページ上の本規定を改訂し、表示します。

変更日以降は変更後の内容に従い取扱うこととします。

なお、当行の任意の変更によって損害が生じたとしても、当行は一切責任を負いません。

#### 第21条 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約にもとづく諸取引に関して訴訟の必要性が生じた場合には、山口地方裁判所下関支部を管轄裁判所とすることに合意します。

#### 第22条 契約期間

この契約の当初契約期間はご新約日から起算して1年間とし、お客様または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

以上

平成22年5月6日現在

## 当行所定事項について

1. やまぎんインターネット・モバイルバンキングについての当行所定事項は次のとおりとします。
2. 当行所定事項については、お客様に事前に通知することなく変更する場合があります。
3. 当行所定の内容については、当行ホームページ等に記載いたしますので、本サービス利用の
4. お客様が本サービスをご利用の際には、当行所定の内容について承諾したものとみなします。

(平成22年5月6日現在)

際には、最新の内容を確認のうえ、ご利用ください。

項目	内容
前文	セキュリティに関する措置について 当行では、インターネット上でのデータ通信を行う際に利用される暗号通信装置のうち、現時点での解読は極めて困難であるとの定評を受けている128bitSSL方式を採用しております。 その他、利用規定記載項目以外では、直近お取引のご利用時間を表示しております。ご利用時間等に心当たりがない場合には、ご利用規定に従って、利用停止の手続きをお取りください。
第1条第1項第2号	モバイルバンキングが利用可能なサービスについて 株式会社N T Tドコモが提供する「iモード」サービス、KDDI株式会社およびその関連会社が提供する「EZweb」サービス、ソフトバンクモバイル株式会社が提供する「Yahoo!ケータイ」サービスです。
第1条第2項	使用できる端末について ① 対象コンピュータ、対象OS、対象ブラウザについては、当行ホームページ、ご利用の手引き等をご覧ください。 ② iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ端末は、機種によってはご利用いただけない場合があります。 なお、ご利用になる端末の機種によっては、表示画面が一部異なりますのでご注意ください。
第1条第3項第1号	サービス指定口座として、ご利用可能な預金種類について 以下の預金について、ご利用いただけます。 なお、代表口座については、普通金(総合口座普通預金)(注1)に限らせていただきます。 ①普通預金(注1) ②貯蓄預金 ③定期預金(マル優扱いの口座はご利用いただけません。) ④外貨普通預金 ⑤外貨定期預金 (注1) 普通預金の中でも特定のサービスの専用口座等ご利用いただけない場合もございますので、詳しくは窓口または当行ホームページ記載の個人オペレーションセンターあてお問い合わせください。
第1条第4項 第3条第2項 第4条第5項 第5条第3項 第7条第3項第1号 第7条第6項	ご利用時間について お取り扱い時間帯は以下の時間帯です。 ①照会サービス: 24時間(注2) ②振込・振替サービス a) 当日扱い (依頼日当日を指定日とする場合) 銀行窓口営業日 午前0時～午後3時(注3) ただし、当行本支店の普通預金・貯蓄預金宛の振込・振替は銀行窓口営業日の午前0時～午後8時までとなります。 b) 予約扱い(依頼日の翌銀行営業日から7営業日後までを指定日とする場合) 24時間(注2) ③定期預金サービス a) 当日扱い: 銀行窓口営業日 24時間 b) 翌営業日扱い: 銀行窓口休業日 24時間(注2)

項目	内容
	c) 満期日取扱条件変更: 24時間 ただし、対象となる定期預金は、満期日が翌日以降の明細(平日15時～24時および土・日・祝日の受付分は翌営業日の次の日以降の明細となります)。 ④外貨預金サービス a) リアルタイム残高照会 平日(月～木) 午前8時～翌日午前2時(注4) 平日(金) 午前8時～午後9時 b) リアルタイム取引明細照会 平日(月～金) 午前8時～午後9時 c) 入出金取引 平日0時～午前10時、11時頃 当日の為替相場で取引を行います。 平日15時以降・休日 翌営業日の為替相場で取引を行います。 ⑤料金払込サービス 銀行窓口営業日 午前8時45分～午後8時 ⑥住所変更受付サービス 24時間(注2) (注2) 1月1日～3日、5月3日～5日、12月31日の終日および毎月第2・3土曜日の午後9時～翌日曜日午前7時はご利用いただけません。 (注3) 毎月第2・3土曜日の午後9時～翌日曜日午前7時はご利用いただけません。 (注4) 金曜日が休日の場合は、前営業日の午後9時までとなります。
第4条第3項	振込手数料について 振込手数料については、当行ホームページ、当行営業店窓口等でご確認ください。
第4条第4項第1号 第4条第4項第2号 第4条第4項第3号	1日あたりの上限額について 振替・振込の区別なく、1日あたり1000万円以内でお客様が指定した額となります。 なお、1日あたりの上限額の対象は、同一日に受付けた取引とします。
第4条第7項第2号	組戻手数料について 組戻手数料については、当行ホームページ、当行営業店窓口等でご確認ください。
第5条第2項第2号	定期預金商品内容について 商品内容については、当行ホームページ、当行営業店窓口等でご確認ください。
第6条第1項第7号 第6条第4項第5号	外貨預金商品内容について 商品内容については、当行ホームページ、当行営業店窓口等でご確認ください。
第9条第1項	パスワード等の盗難時の連絡時間について 銀行窓口営業日の午前8時45分～午後9時 上記時間中に やまぎん個人オペレーションセンター(T E L 0 8 3 - 2 3 1 - 5 0 3 4 ) にご連絡ください。